



Vol.82

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

★香港のデモと日本の労働問題

今月は香港のデモと日本の労働問題について述べたいと思います。

当初は中国共産党が介入し、デモを強制排除するのか緊迫した場面が続きましたが、現在はそのような場面もなく、体制側に余裕すら感じます(もともと、数日前に部分的に強制排除を始めたようです)。

以前は報道規制をしていて、香港の様子は中国で報道されていませんでしたが、今は比較的オープンに報道しています。

なぜ、香港のデモは大陸本土に影響を与えないのでしょうか？

中国において香港人は特殊な存在です。中国人ではあるけれども、大陸系中国人とは明らかに区別されて扱われます。

英語が話せる、所得が高い、などの特徴があるため、中国本土では一種の外国人のような扱いを受けています。

一方、香港返還以降、中国大陸から優秀な若者が香港に流入してきております。激しい競争を勝ち残ったエリートが香港に行くわけですから、多くの香港人の若者の雇用や賃金に少なからず影響を与えています。

かといって、香港人がアメリカ、カナダ等で働いて、香港以上の生活水準を保てるかということ、文化の壁などに阻まれてなかなかうまく馴染めないという話をよく聞きます。

また、香港人が、上海や北京に行っても、文化に馴染めるかは分かりませんが、香港にいる時よりも所得が下がる可能性があります。

そうなると、香港の若者は、何としても香港の大陸化を阻止して、これまでの自分達の居心地の良い香港を維持したいと思っているのかもしれない。

要するに、民主化を求めているという側面はあるのですが、多くの中国人からすると、香港の若者が少しごねているとしか思えないのです(この種の話は色々な中国人から聞きました)。

自分たちとは全く異なる環境にある、むしろ恵まれている人間たちの贅沢な要求であると感じているのです。そのため、香港のデモは、中国大陸では冷ややかに見られているのです。

これらの一連の香港の出来事を考えると、日本の労働問題でも同じような場面があると思いつくようになります。

Labor-management.net News Vol.82

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決！

ました。

異論もあると思いますが、奴隷の様な拘束を受けている、低賃金で生活できないというような労働者の方が労働紛争を起こしているかというところとは限りません。むしろ相対的に恵まれている方が、労働紛争を起こすことがままあります。

・同業他社の同一職種よりも明らかに高待遇ではあるが、仕事をサボりながらこれまで過ごしてきた。新しい上司が仕事をするように熱心に指導したところ、上司をパワハラで訴える

・証拠はないものの不正に手を染めて利得を得てきた可能性が高く、そのことを問いただしたところ、名ばかり管理職であったとして多額の未払い残業代請求を行う

・経営者が交代して、これまでの恵まれた待遇が危うくなった古株の従業員が労働組合を結成する

いずれも法的に認められた権利を行使しているだけですが、一部の経営者の方からは到底許せない行動に映ります。

経営者も焦って、第二組合を作ったり、あからさまな組合員差別を行ったり、いきなり懲戒解雇をしたりするこ

とがありますが、もちろんそのような行為は違法ですし、その必要はありません。

例えば不適切かもしれませんが、現在の中国共産党のように時間をかけてじっくり対応すれば良いのです。

多くの従業員は自分達とは異質な存在であると理解できるため、賛同者も増えません。あえて名前を出しませんが、二十数年前に中国で起きた死傷者が出るような強制排除を労働問題で行うことは、傷が深く残り後々の経営に大きな影響が出るがあります。

どうしても方針が合わなかったり、他の従業員を煽動する場合は、徹底的に対決しないといけません。多くの場合はそのような必要性もありません。

経営者が毅然として対応すれば、時間の経過と共に解決策が見えてくるものがままあります。

この種の問題は、焦る経営者御自身の気持ちとの闘いでもあります。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982